

日本赤十字看護大学「日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者」選考会議要項

(趣旨)

第1条 日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）研究科学生生活・就職支援委員会は、日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 選考会議は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2条）第8条第2項の規定に基づき、本学大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生のうち、在学中特に優れた業績による返還免除の認定を受ける候補者としての選考を目的とする。

(審議事項)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 候補者の選考に関する事項
- (2) 候補者の推薦順位に関する事項
- (3) その他候補者に関する事項

(組織)

第4条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 学務部長
- (4) 研究科学生生活・就職支援委員長
- (5) 研究科学生生活・就職支援委員会委員若干名
- (6) その他、学務部長が必要と認めた者

(会議)

第5条 選考会議に議長を置き、学務部長をもって充てる。

2 議長は、会を招集し、選考会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(候補生の選考)

第6条 候補者の選考は、第1条で設置する選考会議において、当該学生の本学大学院における教育研究活動に関する業績および専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績について、日本学生支援機構が定める評価基準並びに評価項目及び評価方法等により総合的に評価して行うものとする。

2 選考の詳細については別表1に定める。

3 選考会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、選考資料の提出、意見その他必要な協力を求めることができる。

(推薦)

第7条 議長は、前項の選考に基づき、返還免除候補者に順位を付し、機構が定める業績優秀者返還免除申請書および推薦理由書に業績を証明する資料を添付し、推薦するものとする。

(委嘱および任期)

第8条 第4条に掲げる委員は学長が委嘱するものとし、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(庶務)

第9条 選考会議の事務は、事務局学務一課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、合同経営会議の議を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月6日から施行する。
- 4 この規程は、令和4年1月13日から施行する。

別表1 選考基準

業績の種類 (業績項目)	機構が定める評価基準	学内選考規程の評価項目	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1.学位論文その他の研究論文	学位論文の研究科委員会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	①学位論文が特に優れている。 ②その他の研究論文が特に優れている。	③国内外の主要な学会において発表し、高い評価を得る。 ④国内外の主要な学術雑誌に掲載される。 ⑤国内外の主要な学術団体により表彰される。
2.大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条第2項(※)に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が研究科委員会等で特に優れていると認められること。	①学位論文に代わる特定の課題についての優れた研究の成果がある。	該当なし
3.著書、データベースその他の著作物	前2号に掲げるものを除き、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	①専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物(論文ならびに課題研究を除く)が、特に優れている。	①専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物(論文ならびに課題研究を除く)が、社会的に高い評価を受ける。
4.発明	特許、実用新案等が優れた発明、発見として高い評価を得ていると求められること。	①発見、発明、実用新案として特に優れ、推薦に値する。	①成立した特許である。 ②発明、特許として社会的に高い評価が認められ、実用新案として高い公益性が認められる。
5.授業科目の成績	講義、演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと研究科委員会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	①全科目の成績評価が「A」以上である。	該当なし
6.研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ、特に優れた業績を挙げたと認められること。	①学内での教育研究活動に係る補助業務に従事し、大きく貢献し、特に優れた業績を挙げたと認められる。	該当なし
7.音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	該当なし	①コンテストの優勝又は入賞をする。

8.スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	該当なし	該当なし
9.ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	①専門的な研究を生かし、ボランティア活動等が高い評価を受ける。	①専門的な研究を生かし、ボランティア活動等が地域社会に貢献し、広く公益性が認められ、社会的に高い評価を受ける。

※大学院設置基準（修士課程の修了要件）

第 16 条 修士課程の修了の要件は、大学院に 2 年(2 年以上の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあたっては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。